

◎新潟県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人燕市社会福祉協議会介護サービス室	新潟県燕市大曲4328番地	社会福祉法人燕市社会福祉協議会	平成24年3月1日
介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人燕市社会福祉協議会介護サービス室	新潟県燕市大曲4328番地	社会福祉法人燕市社会福祉協議会	平成24年3月1日
介護予防通所介護	デイサービスぼこまめ	新潟県長岡市来迎寺4150番地	有限会社こしじ	平成24年3月1日
介護予防通所介護	ツクイ喜多町	新潟県長岡市喜多町978番地1	株式会社ツクイ	平成24年3月1日
介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム美沢	新潟県長岡市美沢4丁目211-6	社会福祉法人長岡福祉協会	平成24年3月20日
介護予防福祉用具貸与	サクラケア上越店	新潟県上越市国府1丁目2番38号	メディカルケア株式会社	平成24年3月1日